

あわら市上下水道事業包括的民間委託業務
プロポーザル実施要領

令和5年12月

あわら市

目次

1 業務概要	1
1. 1 業務名	1
1. 2 対象施設	1
1. 3 対象施設の管理者の名称	1
1. 4 実施目的	1
1. 5 本業務の公示日	1
1. 6 本業務の対象	1
1. 7 委託方式	1
1. 8 契約者	2
1. 9 契約期間	2
1. 10 担当部署	3
1. 11 許認可等の取得に関する事項	3
1. 12 法令等の遵守	3
2 技術提案に参加を表明する者に必要な条件等	3
2. 1 技術提案に参加を表明する者の構成等	3
2. 2 参加資格要件	3
3 参加表明書等の提出等	4
3. 1 参加表明書等の交付	4
3. 2 参加表明書等の提出	5
3. 3 参加表明書等の受付通知	6
3. 4 本業務に係る質疑応答	6
3. 5 参加表明書等による資格審査及び技術提案者の選定	6
3. 6 参加表明書者が参加資格を喪失した場合の取り扱い	6
3. 7 参加表明者がいない場合の取り扱い	7
3. 8 参加表明者が1者であった場合の取り扱い	7
3. 9 参加表明の辞退	7
3. 10 参加表明に関する留意事項	7
3. 11 見積上限額	8
4 現地見学会	8
4. 1 現地見学会への申し込み	8
4. 2 現地見学会に関連する資料配布及び図書閲覧の申し込み	8
5 技術提案書等の提出等	9

5. 1	技術提案書等の交付	9
5. 2	技術提案書の提出	9
5. 3	技術提案書等の受付通知	9
5. 4	技術提案参加資格の無効	9
6	契約交渉権者の特定等	10
6. 1	契約交渉権者の特定	10
6. 2	技術提案（プレゼンテーション）及びヒアリング（質疑応答）の実施	10
6. 3	選定結果の通知・公表	10
6. 4	本業務の引継ぎ手続き	10
6. 5	技術提案参加の辞退	10
6. 6	プレゼンテーション及びヒアリングに関する留意事項	10
7	契約手続き	11
7. 1	業務委託契約の締結	11
8	提出された書類の取り扱い	11
8. 1	目的外使用について	11
8. 2	技術提案書等の複製	11
8. 3	著作権	11
8. 4	提出書類の返却等	11
8. 5	確認書類の提出	12
8. 6	提出書類の無効	12
8. 7	特許権等	12
9	その他	12
9. 1	資料作成にあたっての留意事項	12
9. 2	費用負担	12
9. 3	使用言語、単位等	12
9. 4	提供資料の取り扱い	13
9. 5	情報の提供	13

この実施要領は、あわら市（以下「本市」という。）が実施するあわら市上下水道事業包括的民間委託業務に係る公告（以下「本公告」という。）に基づくあわら市上下水道事業包括的民間委託業務（以下「本業務」という。）を受注する事業者の募集及び選定を行う公募型プロポーザル（以下「技術提案」という。）を実施するにあたっての手続き等を定めたもので、本業務に係る技術提案の参加希望者に交付する。

参加希望者は、この実施要領の内容を十分に理解したうえで、必要な書類を作成して提出することとする。

1 業務概要

1.1 業務名

あわら市上下水道事業包括的民間委託業務

1.2 対象施設

本業務の対象となる施設及び位置等は、あわら市上下水道事業包括的民間委託業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）に記載のとおりである。

1.3 対象施設の管理者の名称

あわら市長

1.4 実施目的

本業務は、本市が所管する上下水道窓口業務等営業業務及び上下水道施設維持管理業務について、事業者の創意工夫により、本市の経営基盤強化と経営健全化を実現するために技術提案を実施し、複数年契約で業務を委託する包括的民間委託業務として契約するものであり、本市と事業者との協働作業により、上下水道事業運営の技術を築き上げ、安全で安定した上下水道事業の運営を持続的に行うことを目的とする。

1.5 本業務の公告日

令和5年12月18日（月）

1.6 本業務の対象

本業務の対象となる業務は要求水準書に記載のとおりである。

1.7 委託方式

本業務は、複数年にわたって委託する包括的民間委託とする。なお、水道法上の管理に関する責任の移転を含まない一部委託とし、責務はすべて本市の水道技術管理者が有する。

1.8 契約者

あわら市長

1.9 契約期間

本業務の履行期間は、令和6年10月1日から令和10年3月31日までの3年6月間とする。ただし、令和6年5月1日から令和6年9月30日までの期間は業務準備期間（引継期間）とする。実施日程は、次表の予定である。

表1-1 実施日程

項 目	予 定
参加表明等に係る提出様式の交付	令和5年12月18日から令和6年1月31日まで
参加表明書の提出	令和5年12月18日から令和6年1月31日まで
本業務に係る質疑受付	令和5年12月18日から令和6年1月12日まで
本業務に係る質疑回答	令和6年1月22日
資格審査及び技術提案者の選定	令和6年2月9日
現地見学会の申し込み	令和5年12月18日から令和5年12月22日まで
現地見学会の実施	令和5年12月25日から令和5年12月27日までのいずれか1日
図書閲覧申し込み	令和5年12月18日から令和5年12月22日まで
図書閲覧期間	令和5年12月18日から令和5年12月27日まで
技術提案書の提出期間	令和6年2月26日から令和6年2月29日まで
技術提案及びヒアリングの実施	令和6年3月21日、22日
選定結果の通知・公表	令和6年3月下旬
業務委託契約の締結	令和6年4月30日までに行う
履行期間	令和6年5月1日から令和10年3月31日まで
業務準備期間	令和6年5月1日から令和6年9月30日まで
業務期間	令和6年10月1日から令和10年3月31日まで
業務委託契約終了日	令和10年3月31日

1.10 担当部署

〒919-0691 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

あわら市土木部上下水道課

TEL : 0776-73-8036 (直通) 、 FAX : 0776-73-5688

Email : [jyogesui@city.awara.lg.jp](mailto: jyogesui@city.awara.lg.jp)

1.11 許認可等の取得に関する事項

本業務実施に関し、許認可等の申請・届出は本市が行うが、書類等の作成にあたって、事業者は本市を支援すること。事業者が自ら行うべき申請・届出については、本市は事業者を支援する。

1.12 法令等の遵守

事業者は、本業務の実施にあたって、労働・社会保険・水道・下水道に関する諸法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

2 技術提案に参加を表明する者に必要な条件等

2.1 技術提案に参加を表明する者の構成等

技術提案に参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）の構成等は次のとおりとする。なお、要求水準書に示す一部業務の再委託については、本市の承諾を得たうえで認める。

- (1) 参加表明者は、単独企業又は複数の企業による共同企業体とする。
- (2) 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は設けませんが、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担う必要があることを考慮し、指揮命令や責任性が明確になるよう合理的な構成員数とすること。
- (3) 共同企業体の各々の出資比率については特に定めないが、業務における役割を勘案した出資比率とするなど、合理的な出資比率とすること。
- (4) 共同企業体の構成員のうち、出資比率が最大の者を代表企業とし、代表企業が技術提案参加の申請及び手続きを行うこと。
- (5) 共同企業体は、参加表明書等の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名及び各々が携わる業務を明らかにすること。
- (6) 参加表明者である単独企業及び共同企業体の構成員は、本業務における他の共同企業体の構成員になることができない。

2.2 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) あわら市指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する要綱（平成16年あわら市告示第45号）に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (3) あわら市暴力団排除条例（平成23年あわら市条例第7号）に基づく入札参加資格停止期間中の者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 本市及び本店所在地において市町村民税の滞納がないこと。
- (7) 本業務受託前後を問わず、本市と緊密な連絡調整が可能であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる行動を行い、若しくはそのおそれのある団体等でないこと。
- (9) 参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他この号ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 参加表明書等の提出等

3.1 参加表明等に係る提出様式の交付

参加希望者は、この実施要領に定める参加表明及び現地見学会並びに図書閲覧申込みに係る提出様式について、次により交付を受けることとする。

- (1) 交付期間は、令和5年12月18日（月）から令和6年1月31日（水）までとする。
なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 本市ホームページからダウンロードすること。

3.2 参加表明書の提出

参加表明者は、参加表明書（様式1）を次により提出し、参加資格要件に適合していなければならない。

- (1) 提出期間は、令和5年12月18日（月）から令和6年1月31日（水）（ただし、土、日、祝日を除く。）までとする。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 提出は、1.10に示す場所へ持参若しくは郵送による。ただし、郵送による提出の場合は、速達での特定記録郵便に限る。（必着）
- (3) 提出部数は、正本1部と写し2部とする。
- (4) 参加表明書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

ア 会社の業績

- ・会社等概要
- ・財務諸表（過去3年間の事業年度における貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）
- ・日本国内の主な業務実績（様式2）
官民連携（包括委託、PFI/DBO等）関連）とし、15件以上ある場合は15件まで記載すること。

イ 次に掲げる資料

① 共通資料

- ・法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ・法人市民税、法人都道府県民税、事業所税、固定資産税の滞納がないことの証明書

② 共同企業体で参加の場合

- ・共同企業体協定書
- ・委任状
- ・使用印鑑届

③ 法人の場合（共同企業体の場合は全ての構成員を含む）

- ・登記簿謄本（公告日以降に交付されたもの）

- ・使用印鑑届
- ・定款（最新のもの）

(5) 参加表明書及び(4)に示した添付資料（以下「参加表明書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、参加表明書等の記載事項を証明する書類の提出を求める場合がある。

3.3 参加表明書等の受付通知

提出期間内に郵送で提出された参加表明書等については、受付後、速やかに電話もしくは郵送により通知する。

3.4 本業務に係る質疑応答

参加表明や技術提案の手続き等当該事業に対して質義がある場合は、次に掲げる方法等により質問書（様式3）を提出して説明を求めることができる。なお、参加表明書等及び技術提案書等の提出後は、それぞれに関する質問書を提出することができない。

- (1) 受付期間は、令和5年12月18日（月）から令和6年1月12日（金）（ただし、土、日、祝日を除く。）までとする。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 提出は、質問書に質疑内容を明記し、電子メールにより提出すること。電子メールの表題には、「あわら市上下水道事業包括的民間委託業務質問書」の文字を入力すること。また、質問書の提出後、事務局に受信確認の電話を入れること。
- (3) 受け付けた質問に対する回答は、本市ホームページに令和6年1月22日（月）までに掲載することとし、個別の回答は行わない。

3.5 参加表明書等による資格審査及び技術提案者の選定

参加表明書等により参加資格審査を行い、技術提案に参加できる者（以下「提案者」という。）を選定し、令和6年2月9日（金）（以下「技術提案要請予定日」という。）に技術提案要請書を郵送及び電子メールにより通知し、技術提案（プレゼンテーション）の手続きを要請する。

3.6 参加表明者が参加資格を喪失した場合の取り扱い

参加表明者である単独企業又は共同企業体の代表企業が、業務委託契約締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該単独企業又は共同企業体は失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該構成員は失格とする。この場合、当該構成員が携わる予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。ただし、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加は、技術提案及びヒアリングの開催日までとする。

3.7 参加表明者がいない場合の取り扱い

参加表明者がいない場合、本市はその旨を直ちに本市ホームページで公表する。

3.8 参加表明者が1者であった場合の取り扱い

参加表明者が1者であった場合も、3.6による選定を実施する。

3.9 参加表明の辞退

参加表明者は、参加表明書等の提出以降、技術提案要請予定日の午後5時15分までに参加表明を辞退することができる。この場合、辞退届（様式4号）を1.10に示す場所へ持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

3.10 参加表明に関する留意事項

技術提案への参加を希望する者は、次に掲げる事項に十分留意し参加表明書等を提出するものとする。

- (1) 次の場合には、当該参加表明者を参加させず、又は募集の延期若しくは中止をすることがある。この場合、参加表明者が損害を受けることがあっても、本市はその賠償の責を負わない。

ア 参加表明者が連合し又は不穏な行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

- (2) 参加資格確認において資格要件を満たしていなかった場合は、当該応募は無効とする。

- (3) 参加表明者は、参加表明書等の提出をもって、この実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

- (4) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、参加表明者の負担とする。

- (5) 参加表明者からの提出された参加表明書等の書類の取り扱いについては、次に掲げるとおりとする。

ア 参加表明書等に含まれる著作物の著作権は、当該参加表明者に帰属するものとし、第三者には公表できないものとする。ただし、公表、展示その他本市が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、本市は当該参加表明者の承諾を経て必要な範囲でこれを無償で使用することができる。この場合、当該参加表明者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

イ 参加表明書等は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、本市が承認した場合を除き認めない。

ウ 参加表明書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書を無効とし、当該参加表明者を失格とする。

3.11 見積上限額

本業務3年6月間の委託料の見積上限額は、次のとおりである。

669,067,191円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※本プロポーザルは令和6年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前の準備行為として手続きを行うものであり、予算の成立をもって、契約するものとする。

4 現地見学会

4.1 現地見学会への申し込み

希望者に対しては、現地見学会を開催するので、次のとおり申し込むこと。

- (1) 現地見学会申込書（様式5）に必要事項を記入し、1.10に示す場所の関係職員に事前連絡のうえ、電子メールで送信すること。
- (2) 提出期間は令和5年12月18日（月）から令和5年12月22日（金）までとする。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 実施日は、次に掲げる日とする。ただし、本市の都合により変更する可能性がある。この場合、希望者と協議して実施する。見学は、本市が指定した時間に1者あたり最大4時間とする。
令和5年12月25日（月）
令和5年12月26日（火）
令和5年12月27日（水）
- (4) この実施要領は配布しないので、各自持参すること。現地見学会会場への移動手段は、参加表明者において準備すること。なお、現地見学会において質疑応答の時間は設定しないが、運転管理及び現地スペース等の状況に関する質問は、随時応答する。

4.2 図書閲覧の申し込み

図書閲覧の期間を設けるので、希望する場合は次のとおり申し込むこと。

- (1) 図書閲覧申込書（様式6）に必要事項を記入し、1.10に示す場所の関係職員に事前連絡のうえ、電子メールで送信すること。
- (2) 提出期間は令和5年12月18日（月）から令和5年12月22日（金）までとする。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 閲覧可能な図書は、現地見学会・図書閲覧申込様式内、別表1のとおりである。閲覧図書の公開場所は、1.10に示す場所とする。閲覧可能期間は、令和5年12月

18日（月）から令和5年12月27日（水）（ただし、土、日、祝日を除く。）までとする。閲覧可能時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

5 技術提案書等の提出等

5.1 技術提案に係る提出様式

提案者は、技術提案書（A4版、30ページ以内（表紙を除く）（A3版も認めるが2ページ分と換算する）、文字サイズ10.5ポイント（図表を除く）以上で記載したもので提出すること。記載方法・様式は、自由とする。

5.2 技術提案書の提出

技術提案書は、次により提出すること。

- (1) 提出期間は、令和6年2月26日（月）から令和6年2月29日（木）までとする。
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 提出は、1.10に示す場所へ持参若しくは郵送による。ただし、郵送による提出の場合は、速達での特定記録郵便に限る。（必着）
- (3) 提出部数は、正本1部と写し10部とする。
- (4) 技術提案書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
 - ア 提案提出書（様式7）
 - イ 提案書（自由様式）
 - ウ 提案価格内訳表（様式8）
芦原温泉上水道財産区水道事業分についても、参考として金額を記載すること。なお、業務範囲については、付表2 芦原温泉上水道財産区水道事業包括的民間委託に係る参考資料により確認すること。

5.3 技術提案書等の受付通知

提出期間内に郵送により提出された5.2 技術提案書については、受付後、速やかに電話もしくは郵送により通知する。

5.4 技術提案参加資格の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、技術提案参加資格は無効とする。

- (1) 2に示す技術提案に参加を表明する者に必要な条件等を喪失した場合。
- (2) 見積金額に関して、談合等の不正な行為をした場合。
- (3) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な参考概算見積書又は金額を訂正した参考概算見積書を提出した場合。
- (4) 関係職員の指示に従わない等、技術提案会場の秩序を乱した場合。
- (5) その他、本公告及びこの実施要領に定める条件に違反した場合。

6 優先交渉権者の特定

6.1 優先交渉権者の特定

本市は別に定める事業者選定基準に基づき、技術提案書等を総合的に評価し、適切な提案者を優先交渉権者として特定する。技術提案に関する評価及び評価結果を踏まえた優先交渉権者の決定は、あわら市上下水道事業包括的民間委託業者選定委員会により行う。

なお、優先交渉権者の選定内容等については、別途「プロポーザル方式評価要領」に示す。

6.2 技術提案（プレゼンテーション）及びヒアリング（質疑応答）の実施

提出された技術提案書等の評価にあたって、提案内容の確認等のために、提案者に対して、技術提案書等に基づくプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。なお、開催日時、開催会場等の詳細については、事前に提案者に通知する。

6.3 選定結果の通知・公表

（1）優先交渉権者への通知

優先交渉権者には優先交渉権決定後、直ちに交渉日時を通知するとともに本業務の契約交渉を行う。優先交渉権者との契約交渉が不調となった場合、次位の交渉権者に交渉日時を通知する。交渉場所は、1.10に示す場所とする。

（2）選定結果の公表

優先交渉権者への通知日の翌営業日に、本市ホームページにおいて、優先交渉権者及び次点交渉権者を公表する。なお、審査結果についての異議申し立てはできない。

6.4 本業務の引継ぎ手続き

優先交渉権者は、本業務の契約後速やかに、要求水準書に記載の業務について引き継ぎに係る手続きを開始するものとする。なお、業務準備期間の費用については、本業務契約者の負担とする。

6.5 技術提案参加の辞退

提案者は技術提案要請書受領以降、技術提案開催日前日の午後5時15分までに技術提案参加を辞退することができる。この場合、辞退届（様式4）を1.10に示す場所へ持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

6.6 プレゼンテーション及びヒアリングに関する留意事項

プレゼンテーション及びヒアリングに出席する提案者は、次に掲げる事項に十分留意するものとする。

- (1) 集合時刻は開始予定時刻の10分前とし、指定場所で待機すること。
- (2) 1者あたりのプレゼンテーションの持ち時間は30分以内とし、ヒアリングは必要時間とする。
- (3) 出席人数は補助者を含め6人以内とする。
- (4) 提出された技術提案書等を用いて説明することとするので、必要なパソコン等の機器をデータとともに持ち込むこと。なお、大型液晶モニターは上下水道課において準備する。(接続端子：HDMI)
- (5) その他
 - ア 出席者は関係職員の指示に従うこと。
 - イ 開催会場内では私語を慎み静粛にすること。
 - ウ 開催会場での携帯電話の使用は禁止とする。
 - エ 出席者が不穏な行動をするなど、プレゼンテーション及びヒアリングが公正に執行できないと認められるときは、当事業者をプレゼンテーション及びヒアリングに参加させないことがある。

7 契約手続き

7.1 業務委託契約の締結

優先交渉権者は、業務委託契約に関する協議を行い、見積書及び内訳書を提出し業務委託契約を締結する。

8 提出された書類の取り扱い

8.1 目的外使用について

提出された技術提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、あわら市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

8.2 技術提案書等の複製

提出された技術提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

8.3 著作権

提案者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者には公表できないものとする。ただし、公表、展示その他本市が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、本市は提案者の承諾を得て、必要な範囲でこれを無償で使うことができる。この場合、提案者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

8.4 提出書類の返却等

提案者からの提出書類は返却しない。また、この実施要領に定める提出書類の提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、本市が承諾した場合を除き認めない。

8.5 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類等の提出を求めることがある。

8.6 提出書類の無効

以下に示す項目に該当するときは、技術提案書等の提出書類を無効としたうえで、当該提案者を失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② この実施要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 参考概算見積書の金額がこの実施要領の見積上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8.7 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことによる生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、提案者が負う。

9 その他

9.1 資料作成にあたっての留意事項

- (1) 作成する資料等の文字の大きさは10.5ポイント以上（図表を除く）とし、通常の白色用紙とすること。その他、様式欄外の注意事項に従い作成すること。
- (2) 提案書及び提案価格内訳表については、1者につき1提案に限る。
- (3) 技術提案書等を提出した後、提案書及び提案価格内訳表の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 技術提案書等を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

9.2 費用負担

技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加表明者の負担とする。

9.3 使用言語、単位等

参加表明、技術提案、契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨、時刻、単位、書

類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本標準時、単位は計測法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

9.4 提供資料の取り扱い

本市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても本市の了承を得ることなく、第三者に使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

9.5 情報の提供

実施要領等に定めるものの他、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本業務に係る本市ホームページや電子メール等（「1.10 担当部署」参照）を通じて参加表明者に通知する。また、本公告以降、実施要領等を補完又は修正する追加資料を本市が公表した場合は、当該追加資料が実施要領等の記載内容に優先するものとする。なお、追加資料の公表は、本業務にかかる本市ホームページや電子メール等で行う。